

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 7 号

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「及び第29条」を「、第29条及び第29条の6」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、条例第29条の6第1項第1号に定める補正の方法について準用する。この場合において、第1項中「条例第18条第1項第1号」とあるのは「条例第29条の6第1項第1号」と、「省令第32条の9」とあるのは「省令第32条の10の2」と読み替えるものとする。

第11条中「又は」を「、」に改め、「介護納付金賦課額」の次に「又は子ども・子育て支援納付金賦課額」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。